

議案第 1 1 号

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給
条例の一部改正について

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法等の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給
条例の一部を改正する条例

(愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第1条 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7月」を「10月」に改める。

(愛西市遺児手当支給条例の一部改正)

第2条 愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「8月分」を「11月分」に、「7月分」を「10月分」に改める。

第7条第2項中「4月、8月及び12月の3期」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中愛西市遺児手当支給条例第7条第2項の改正規定は、平成31年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前の母子・父子家庭医療費の支給に係る受給資格については、なお従前の例による。
- 3 平成31年3月以前の月分の遺児手当の支給の停止については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の愛西市遺児手当支給条例第7条第2項の規定に基づいて支払われた平成31年7月分の遺児手当は、第2条の規定による改正後の愛西市遺児手当支給条例（次項において「新条例」という。）の規定による同月分の遺児手当とみなす。
- 5 平成31年8月分の遺児手当については、新条例第7条第2項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。